

平成 27 年 7 月 31 日

会員各位

電気安全関東委員会

鳥獣による農作物等の被害の防止に係る電気さくの施設における安全確保について

平成 27 年 7 月 19 日、静岡県西伊豆町で鳥獣被害防止用に設置された電気さくによる感電死傷事故が発生しました。調べでは、この電気さくは納屋にある家庭用 100V コンセントより電源を引いて、変圧器で 440V に昇圧して通電してあったといえます。

電気さくの施設に関しては、「電気設備に関する技術基準を定める省令」の 74 条に定められており、平成 22 年にその解釈である電気さくの施設方法に係る規定が下記の通り見直されています。

この度、経済産業省からの要請がありましたので、鳥獣被害防止用の電気さくの施設にあたっては、下記の事項を順守し、安全確保に努めていただきますようご確認・ご対応をお願いします。

#### 記

電気設備の技術基準の解釈 第 192 条（平成 26 年 7 月 18 日改正）

##### 【電気さくの施設】

- 一 田畑、牧場、その他これに類する場所において野獣の侵入又は家畜の脱出を防止するために施設するものであること。
- 二 電気さくを施設した場所には、**人が見やすいように適当な間隔で危険である旨の表示**をすること。
- 三 電気さくは、次のいずれかに適合する**電気さく用電源装置から電気の供給を受ける**ものであること。
  - イ 電気用品安全法の適用を受ける電気さく用電源装置
  - ロ 感電により人に危険を及ぼすおそれのないように出力電流が制限される電気さく用電源装置であって、次のいずれかから電気の供給を受けるもの
    - (イ) 電気用品安全法の適用を受ける直流電源装置
    - (ロ) 蓄電池、太陽電池その他これらに類する直流の電源
- 四 電気さく用電源装置（直流電源装置を介して電気の供給を受けるものにあつては、直流電源装置）が使用電圧 30V 以上の電源から電気の供給を受けるものである場合において、人が容易に立ち入る場所に電気さくを施設するときは、当該電気さくに電気を供給する電路には次に適合する**漏電遮断器を施設**すること。

イ 電流動作型のものであること。

ロ 定格感度電流が15mA以下、動作時間が0.1秒以下のものであること。

五 電気さくに電気を供給する回路には、**容易に開閉できる箇所に専用の開閉器を施設すること。**

六 電気さく用電源装置のうち、衝撃電流を繰り返して発生するものは、その装置及びこれに接続する電源において発生する電波又は高周波電流が無線設備の機能に継続的にかつ重大な影響を与えるおそれがある場所には、施設しないこと。

電気さくの施設方法（例）

規定	第3号	直流電源装置	電気さく用電源装置	第4号
	施設方法			漏電遮断器
第3号 イ		—	電気用品安全法適用品	必要※1 電気用品安全法適用品※2
第3号 ロ(イ)		電気用品安全法適用品	感電により人に危険を及ぼすおそれのないように出力電流が制限されるもの	必要※1 電気用品安全法適用品※2
第3号 ロ(ロ)		—	感電により人に危険を及ぼすおそれのないように出力電流が制限されるもの	不要
		—	感電により人に危険を及ぼすおそれのないように出力電流が制限されるもの	必要※1

※1：人が容易に立ち入る場所に施設する場合

※2：電気用品安全法の規定による

(「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正の概要 平成22年1月20日 原子力安全・保安院 電力安全課文書より)

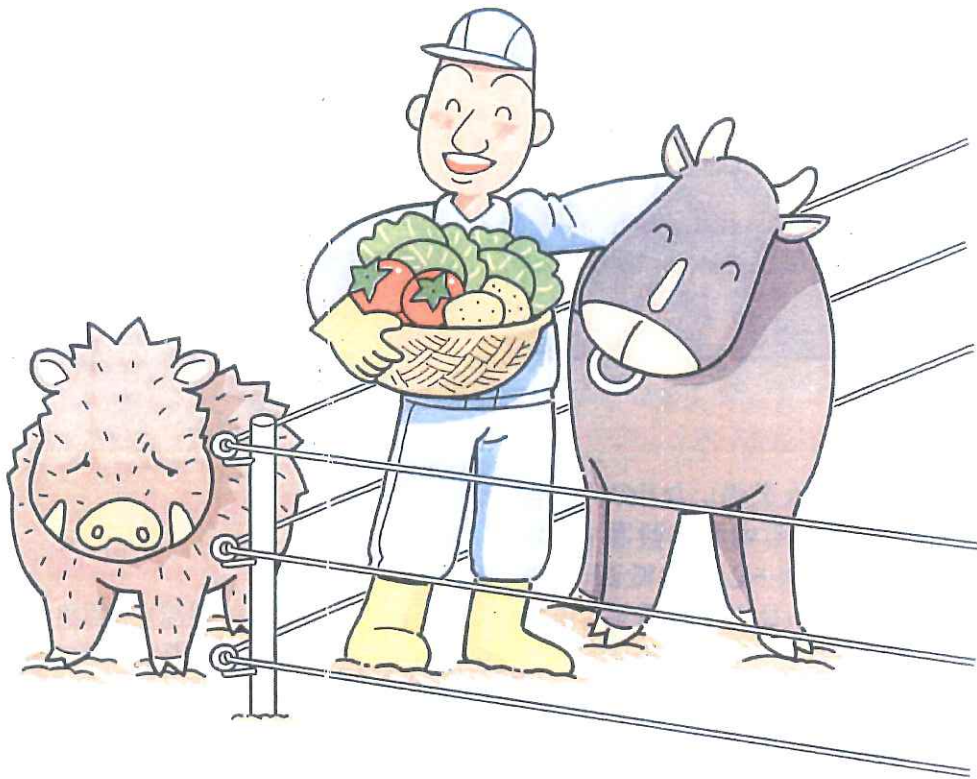
以上

扱い 大内田

TEL.03-3213-1678

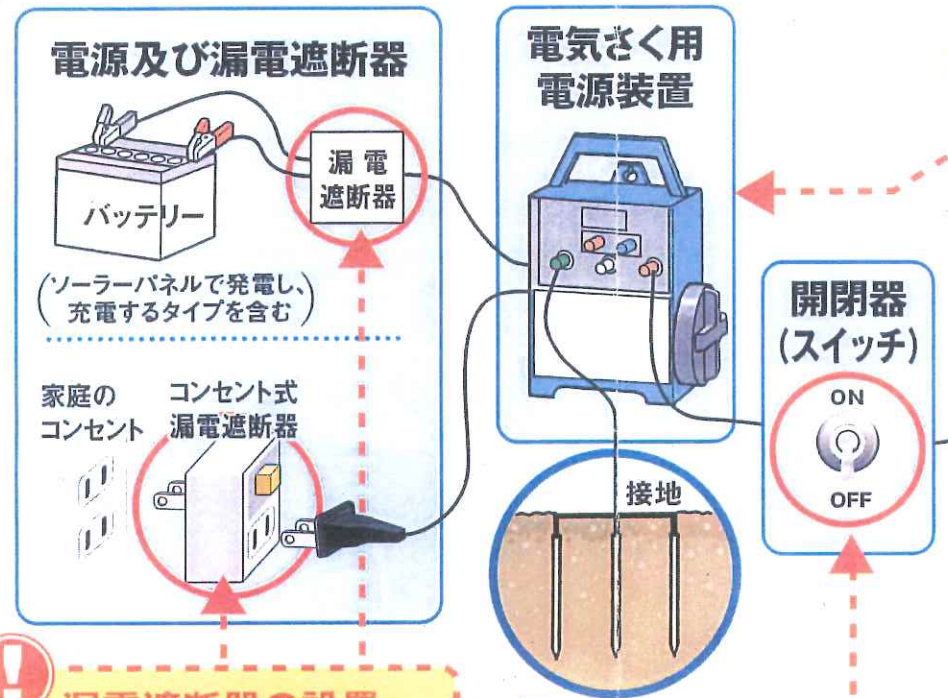
# 鳥獣害対策用の電気さくについて

平成27年7月



## 「電気さく」とは？

- 田畑や牧場などで、高圧の電流による電気刺激によって、野生動物の侵入や家畜の脱出を防止する「さく」のことです。
- 「電気さく」は、人に対する危険防止のために、電気事業法で設置方法が定められています。



**！ 漏電遮断器の設置**

電気さくを公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置する場合で、30ボルト以上の電源（家庭のコンセントなど）から電気を供給するときは、漏電による危険を防止するために、漏電遮断器を設置する必要があります。

**！ 専用の開閉器 (スイッチ) の設置**

電気さくに電気を供給する回路には、電気さくの事故等の際に、容易に電源から解放できるように、専用の開閉器（スイッチ）を設置する必要があります。



## 「電気さく」を設置する際の主な注意点



### 電気さく用電源装置の使用

電気さくに電気を供給する場合は、感電により人に危険を及ぼすおそれのないように、出力電流が制限される電気さく用電源装置を用いる必要があります。



### 危険である旨の表示

電気さくを設置する場合は、人が見やすいように、適当な位置や間隔、見やすい文字で危険である旨の表示を行う必要があります。

## 「電気さく」の設置に関するQ&A

### Q. 「電気さく」は自由に設置できますか？

A. 電気さくは、田畑や牧場などで、野生動物の侵入や家畜の脱出を防止する場合に限り設置できます。設置に際しては、前ページの「電気さくを設置する際の主な注意点」を守る必要があります。

### Q. 「電気さく」の設置の際に守らなければならない基準は何ですか？

A. 電気さくは、電気事業法で設置方法が定められており、満たさなければならない主な基準は以下の通りです。

- ①危険である旨の表示をすること。
- ②出力電流が制限される電気さく用電源装置を使用すること。
- ③漏電遮断器を設置すること。
- ④専用の開閉器(スイッチ)を設置すること。

### Q. 「電気さく」の設置方法に関する問い合わせ先はどこですか？

A. 電気さくの設置方法については、以下のとおり、お近くの経済産業省の産業保安監督部等までお問い合わせ下さい。

北海道産業保安監督部	(011-709-1795)
関東東北産業保安監督部東北支部	(022-221-4947)
関東東北産業保安監督部	(048-600-0386)
中部近畿産業保安監督部	(052-951-2817)
北陸産業保安監督署	(076-432-5580)
中部近畿産業保安監督部近畿支部	(06-6966-6056)
中国四国産業保安監督部	(082-224-5742)
中国四国産業保安監督部四国支部	(087-811-8585)
九州産業保安監督部	(092-482-5519)
那覇産業保安監督事務所	(098-866-6474)
経済産業省商務流通保安グループ電力安全課	(03-3501-1742)

..... このパンフレットに関するお問い合わせ先 .....

経済産業省 商務流通保安グループ 電力安全課

〒100-8986 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号  
TEL: 03-3501-1742 FAX: 03-3580-8486

